

平成27年10月 “1人に1つマイナンバー”

今、これだけは知っておこう！！



連載④

マイナンバーチェックシート



マイナンバーについて、広報紙4月号から6月号まで3回に渡って掲載をしてきました。どのくらい知っているか確認してみよう！！
理解できたら、チェックしてみよう！

①平成27年10月に全国民に通知される。

②平成28年1月から利用開始される。

③社会保障・税・災害対策の分野で利用される。

⇒まず、この3つが分からない場合は広報ごか4月号をもう1度確認してね。

④カードは2種類ある。

⑤番号通知カードは、全国民に配られる。

⑥個人番号カードは、希望者（申請者）に交付される。

⇒次に、マイナンバーのカードについて分からない場合は広報ごか5月号をもう1度確認してね。

⑦マイナンバーの取扱いで個人が気をつけること。

⑧事業者のみなさんは、プライバシー保護対策を行うこと。

⑨不当な提供は処罰の対象となる。

⇒そして、安全に取扱うポイントについて分からない場合は広報ごか6月号をもう1度確認してね。



もっと、知りたいという方は町ホームページ（検索：マイナンバー制度）や内閣官房のホームページ（検索：マイナンバー）で分かるよ！！
ちょっと疑問に思ったり、聞きたいことがある場合はコールセンター0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）平日 9:30～17:30（土日祝日・年末年始を除く）に聞いてみてね。

次回、8月号では「マイナンバー通知」を掲載予定です。

○お問い合わせ 政策財務課 政策G ☎84-1111（内線222）
町ホームページ <http://www.town.goka.lg.jp/>

